

## 平成30年度事業計画

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

当協会は、これまで高度化、多様化する情報通信ネットワーク社会において安心・安全なデータ通信実現のための各種事業に取り組んできた。具体的には、「情報通信分野における人材育成」と「情報通信セキュリティ対策」を2本柱として実施してきており、平成30年度もこの方針に変更はない。

迷惑メール相談センター、タイムビジネス等の「継続事業」においては、総務省や関係企業等と密接な連携をとりながら社会からの強い要請に応えていくとともに、「公益目的支出計画」を確実に実施していく。併せて、協会の社会貢献内容について積極的に広報していく。

他方、国家試験実施事業、プライバシーマーク審査事業等の「収益事業」においては、公平・公正な事業運営により社会からの信頼を確保するとともに、今後の協会発展のためのスキル、ノウハウを蓄積していく。

事業を取り巻く環境は急激に変化しており、既存業務の見直し・再編を積極的に実施するとともに、新規分野における事業構築を進めることにより、これら「継続事業」と「収益事業」の全体バランスを確保して、中長期的に安定した経営を目指す。

### 1 情報通信分野における人材育成

#### (1) 電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験

当協会は、電気通信事業法に基づく電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の指定試験機関として、試験問題及び解答にミスがないこと並びに公平かつ公正な試験執行を確保すべく業務を確実に実施している。平成29年度の受験者数は、平成28年度と比べ、電気通信主任技術者試験では前年度比6.4%、また、工事担任者試験では9.0%といずれも減少した。

主技・工担試験の申請者数増に向け、支部、広報専門役等によ

る教育機関や大手企業等への個別訪問による周知広報活動の一層の強化を図るとともに、実務経歴証明書作成説明会を積極的に開催することにより、科目免除制度の積極的活用による潜在的受験者の掘り起こしに重点を置くなど活動を強化することとしている。

## **(2) 電気通信主任技術者講習**

平成27年4月からスタートした電気通信主任技術者講習については、電気通信主任技術者は選任から1年以内の講習及び講習終了後3年以内の再講習が義務付けられており、第1期(平成27～29年度)で伝送交換技術、線路技術の講習を東京、名古屋、大阪及び福岡で実施し、延約1,470人が受講した。これは、当初の想定人数を大きく下回っており、今後は、収支に見合う受講料の値上げを行うとともに、小規模の名古屋会場の縮小を行うこととして、総務省に届け出た。

平成30年度は第2期の初年度に当たり、平成27年度受講者の3年目に当たることから同一エリア・同一月での受講による相当数の受講が見込まれる。このため、東京、大阪、福岡の3エリアで27年度受講規模(1,000名)・同月実施で(7月～12月に伝送交換技術及び線路技術をそれぞれ8回、計16回)講習を行うこととする。また、受講者の要望を受け、テキストの事前配布や事前課題の提供、法規等制度の変更に合わせた追補版テキストの作成など、より充実した内容としていくこととしたい。

公示は2月に行ない、受付は前回修了者の再受講を優先として4月に、5月から一般受講者へと拡大してゆくこととしたい。また、修了試験不合格者のため、大阪及び東京で計4回程度の再考査を計画することとしたい。

また、下期は平成31年度の講習に向けた準備として会場の確保、講師の確保、公示・受付時期の決定などを合せて行っていく。

## **(3) eラーニングによる「工事担任者養成課程」(eLPIT)**

我が国で初めての試みとしてスタートした研修と資格取得が一体となったeラーニングによる「工事担任者養成課程eLPIT」は開校から13年目を迎え、平成30年7月にはeLPIT

の総受講生が14,000人を超える見込みである。大口ユーザーの申込みは減少し厳しい状況は今後も続く想定されるが、年間930名の受講申し込みを目標に、今後も企業の技術者育成研修の一環として利用していただけるよう、(一社)情報通信エンジニアリング協会、(一社)情報通信設備協会等との連携強化を図るとともに、端末設備工事・保守企業訪問による普及活動を計画的かつ積極的に推進していく。

また、SNSを活用した情報発信によりeLPITの更なるニーズ把握に努め、新たなサービス提供を検討し受講者数の更なる増加に繋げたい。更には厚生労働省認定の「一般教育訓練給付制度」も積極的に周知しつつeLPITの受講生拡大を図っていく。

一方、将来的には受講生の減少が進むことが想定されることから、eLPITシステムについては更なる運営経費の削減が図れる廉価なシステム検討を行っていく。受講生の利便性拡大については好評のeLPITアプリでの学習、Android端末での学習に続けて、i-OS端末アプリでの学習についても検討を行っていく。

#### (4) 情報通信エンジニア資格制度

平成17年度に工事担任者規則が改正され、知識・技術の向上に対する努力義務が規定された。これに応える唯一の取組みとして、最新の知識・技術の保持を認証する民間の制度「情報通信エンジニア資格制度」を開始され、平成30年度には10年連続更新者が1,200人を超えると予想されている。

新規資格取得者の増加率が小さくなったが、全体数としては減少していないことから、平成30年度においても資格取得者の活用事例などの紹介、ニュースレターのメールやWeb配信、専用ホームページによる情報発信を行い、取得者の増加と定着化及びこの制度の周知宣伝に努めていく。

また、スキル要件等の見直しを行うための「スキルアップガイドライン委員会」を開催し、今までのセキュリティだけでなくIoT分野に対しても知識範囲を拡大し、次世代のエキスパート工事担任者と言われるよう、資格取得者に対する更新研修等に反映させていく。

更新研修を修了した資格者に対して、5年及び10年間連続で「情報通信エンジニアゴールド」「情報通信エンジニアプラチナ」という称号を付与認定することで更新者の継続を図る。情報通信エンジニア資格者が多数在籍している企業や学校に対する優良団体表彰については見直しつつも、引き続き実施し、本制度の定着・拡大を図る。また、(一社)情報通信設備協会が実施する「LAN認定制度」との連携も継続していく。

## 2 情報通信セキュリティ対策

### (1) 迷惑メール送信適正化業務

迷惑メールは、近年、従来の広告宣伝メールとは異なる形態の迷惑メール(架空請求メール・フィッシングメール等の詐欺メール)が増加し、これらのメールを入口とした犯罪被害が複雑かつ深刻化している。このため、電子メールの送信適正化対応は不断の取組みが欠かせず、被害拡大を防ぐための利用者リテラシー向上と防止技術の普及促進が引き続き重要な課題となっている。

平成30年度は、このような課題に対処するため、関係者との連携を密に、「迷惑メール相談センター」において、以下の業務に取り組む。

#### 【迷惑メールに関する情報収集及び情報提供】

- ①電話相談窓口における情報収集及び情報提供
- ②特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(以下「特電法」という。)違反メール情報の収集及び情報提供
- ③自らをメール受信者とした特電法違反メール情報収集及び関係者への情報提供
- ④迷惑メール対策関係者に対する迷惑メール判定データベースでの活用のためのメール情報提供
- ⑤その他迷惑メールに関する動向等の情報提供

#### 【迷惑メール対策の効果的推進に向けた関係組織等との連携】

- ①産学官連携の場である「迷惑メール対策推進協議会」事務局運営及び迷惑メール対策関係者との連携・情報共有
- ②国内ISP(インターネットサービスプロバイダ)への特電

法違反情報の提供と契約約款に基づく措置の働きかけ

③広告宣伝メール以外の迷惑メールに関する国内 I S P への  
情報提供

④迷惑メール対策を行う海外組織・団体との連携及び違反情報  
交換

**【リテラシー向上と防止技術普及に向けた周知啓発活動】**

①ホームページ等を通じた迷惑メール対策情報の提供

②各種冊子等の啓発ツール、イベント等を通じた利用者に対す  
る対策等の情報提供

③迷惑メール防止に有用とされる送信ドメイン認証技術の実  
装状況調査と公表

④迷惑メール対策関係者と連携した迷惑メール防止技術の普  
及啓発活動

**【特定電子メールの送信の適正化等に関する調査】**

①迷惑メール対策のための技術動向調査

②国内外における迷惑メールの実態及びその対策に関する調査

**【登録送信適正化機関の登録更新申請】**

平成30年度は、特電法に規定される「登録送信適正化機関」  
登録の更新年度に当たるため、これを更新して引き続き業務実施  
にあたる。

## **(2) タイムビジネス**

タイムスタンプや電子署名等のトラストサービスは、ICT社  
会における重要なセキュリティ基盤を構成するものであり、その  
枠組みの明確化と利用の更なる拡大を図っていく。

タイムスタンプは、電子帳簿保存法の税務関係書類スキャナ保  
存制度改正により利用が大幅に増加し、特許庁及び独立行政法人  
工業所有権情報・研修館において開始されたタイムスタンプ保管  
サービスにより知財分野での活用にも弾みがついた。

また、EUにおいて、電子証明基盤を構築するための法的な制  
度(eIDAS)が開始され、EU域内で共通の枠組みに基づきトラス  
トサービスが提供されており、我が国においても、トラストサー

ビス全般を対象とした電子証明基盤構築の一層の推進が重要と考える。

平成29年度は、推進事業においては「e-トラスト・ジャパン宣言！」の実現を目指し、トラストサービス推進フォーラム（仮称）の創設に向けた活動を開始するとともに、認定タイムスタンプの利用登録制度を創設した。認定事業においては、時刻認証業務の新規認定を行い、認定事業者数は過去最多の10業務となった。

平成30年度は、推進事業においては、トラストサービス推進フォーラムの創設によりタイムスタンプからトラストサービスへと活動の枠組みを拡げ、電子証明基盤構築に向けた動きを加速する。また、認定タイムスタンプ利用登録制度を通じて、トラストサービス事業者との連携を深める。認定事業においては、認定の更新や変更申請等の事案への対応を着実に実施するとともに、新規認定の申請や相談、その他制度運用に関する事案への対応を行う。

### **(3) 電気通信分野における個人情報保護**

平成29年5月30日の改正個人情報保護法全面施行に合わせ、認定個人情報保護団体（以下、認定団体）である当協会「電気通信個人情報保護推進センター」は、同センター団体構成員（4団体）に、電気通信以外の4つの団体を加えて8団体(\*)とし、保有する個人情報5,000以下の中小規模事業者へも、認定団体の対象事業者への加入の間口を広げた。

更に、認定団体「電気通信個人情報保護推進センター」の呼称として、「PI-ICT(Personal Information-ICT)：ピクト」を定め、対象事業者にご使用頂く「マーク」を公表するとともに組織や活動の認知向上を図っていく。

具体的には、昨年度全国11都市において開催した「改正個人情報保護法全国説明会」を、法施行1年の節目を踏まえた内容をおり込むとともに、各団体の要望を踏まえた柔軟な形態で対象事業者への情報提供活動及び上記8団体傘下の会員事業者を対象とした啓発活動として継続する。

認定団体「電気通信個人情報保護推進センター」業務において

は、消費者からの対象事業者における個人情報の取扱いに関する苦情・相談の迅速かつ適切な処理等を通じて、電気通信分野における個人情報保護の一層の推進を図る。また、認定団体に新たに加わった「匿名加工情報の取扱いに関する業務」については、業界の自主ガイドライン制定等に今後も積極的に関わっていく。

これに加えて、プライバシーマーク審査事業との連携及び、開催を重ねている情報法制研究会シンポジウムの運営に継続的に取り組み、当協会の個人情報保護やプライバシーを巡る最新情報や課題に関するグローバル視点での取り組みについて各方面に周知を図り、効率的な事業運営に努める。

\*：8団体とは、(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、(一社)情報通信エンジニアリング協会、(一社)情報通信設備協会、(一社)全国携帯電話販売代理店協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、をいう。

#### (4) プライバシーマーク審査

平成29年度は、マイナンバー制度が具体的に運用されるようになったことに加え、5月末からは改正個人情報保護法が全面施行された。このため、「個人識別符号」や「要配慮個人情報」など新たな概念定義、名簿などの授受に伴う記録義務、個人情報の活用促進を目的とする匿名加工情報手続き、海外への授受手続きなど、従来のJISでは想定していなかった個人情報の運用が加わり、プライバシーマーク認定事業者、審査機関双方に、大きな変化が生じた。

また、暮れには改正個人情報保護法に対応したJISの改正も告示されており、総じて個人情報保護施策に関心が集まった一年となった。

Pマーク審査部のプライバシーマーク審査事業においては、世の中の個人情報保護に対する意欲の高まりに応じて、プライバシーマークを希望する事業者数も一定の伸びを示しており、平成30年度も今年度を上回る申請が期待されている。

新年度からの適正な事業活動を維持するためには、審査件数の伸びに対応した、受付事務能力の向上、質の高い審査員の増員、快適な審査業務環境の整備が急務となっており、現在開発しているWebシステムの本格的な運用および機能改善、審査員育成・教育の充実を継続する。また、改正JISによる審査開始に先立ち、プライバシーマーク取得事業者に対する説明会の開催や事前相談・申請サポートを充実させる必要がある。さらに、新JIS審査基準変更に合わせて審査ツールの改訂など審査員へのサポートを先行して実施する。

### 3 企画広報活動

平成29年度は、「ホームページ」、「機関誌」の強化に取り組むとともに、プレスリリースの発信を促進するなど、従来必ずしも注力してこなかった広報活動を活性化する初年度となった。

平成30年度は、「ホームページ」、「機関誌」などで前年度に積み残した活動をさらに推進していくとともに、従前の広報活動の見直しにより削減した予算を活用し、中期戦略策定、新規事業創設に向け活動の幅を広げていく。

#### (1) ホームページの内容の充実・強化

平成29年度は、ホームページのレスポンス対応、RSSによるプッシュ型情報発信機能の充実を図ることができたが、デザインの最適化はさらに改善の余地があり、コンテンツの追加はニュースリリースの掲載が増加したものの、動きのあるHPの実現は今一步のところまで立ち止まっている。平成30年度は、Webマガジンの配信を定着させ、動きのあるホームページを実現することによって協会のイメージアップを目指す。

また、グローバルな業界の発展に対応するために英語版の作成を開始する。

#### (2) 機関誌の記事内容の充実・発信強化

平成29年度は、機関誌『日本データ通信』のビジュアルイメージを大きくリニューアルし、媒体への注目の喚起に努めた。ま

た、Webマガジンの発刊にこぎ着け、当該年度に予定していた強化策を実施することができた。

しかし、コンテンツの改善の余地は大きいため、平成30年度は提供するコンテンツの強化をテーマとして冊子とウェブの連動による情報発信の強化施策を継続する。

### **(3) 日本データ通信協会 ICTセミナー**

当協会は、情報通信分野に関する知識及び技術を習得する場を提供することを目的として「日本データ通信協会 ICTセミナー」を実施してきた。

平成30年度は、29年度から回数を増やし、東京3回、大阪1回の開催を行う。また、有益な情報発信と協会のプレゼンス向上を同時に実現することとし、その指標となりうる有料参加者の増加（有料入場者による粗利の確保）を目指す。

### **(4) プレスリリース**

多くの業界誌やインターネットニュース等へ配信するため、ただ単に投げ込むのではなく、記者リストの見直しや、それぞれのメディアに向けた効果的なリリース方法を分析し、効率的に行うことを目指す。

### **(5) 新規事業探索のための情報収集の実施**

技術革新や業界の構造変化に対応するため、既存事業の拡大と並んで新規事業の探索は、当協会として必要不可欠な状況にある。このため平成30年は、新規事業創出に係る情報収集を積極的に行い、企画広報委員会へ四半期に一度程度の定期的な報告を行う。必要に応じて特定テーマに関するタスクフォースを設置し、事業化の可能性を深掘りする。

### **(6) 企画広報委員会の活動の充実・強化**

平成29年度は委員会の活動を「周知・広報」から「企画」に重点を移すため、各部門の担当者を企画担当の部門長等に変更し体制の強化を図るとともに、これまで14回開催してコスト削減及び既存業務の拡大に向けた取り組みを実施した。

平成30年度は、コスト削減で捻出した資金を活用した既存業

務の拡大、新規業務の検討等、各部門と連携して委員会の活動の活性化を図るとともに、協会の中期戦略の策定に向けた検討を行う。